

不妊治療費助成を行う市町村への補助について

令和7年7月9日(水)

知事定例記者会見資料

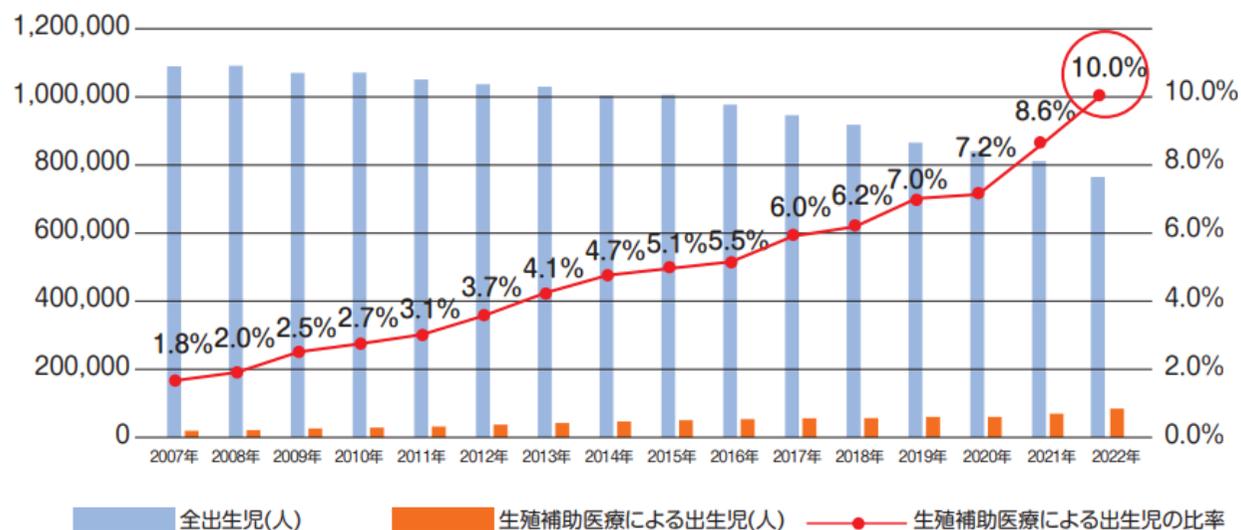
医療政策局健康推進課

木村、田中(2930、3142)

1. 生殖補助医療における全国の現状

- 令和4年4月より、不妊治療のうち、人工授精等の「一般不妊治療」及び体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が保険適用となった
- 令和4年に生殖補助医療により誕生した出生児は全国で77,206人で、全出生児(770,759人)の10.0%に当たり、年々その割合は高まっている
また、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦も、全体の約4.4組に1組と、年々その割合は高まっている

全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合



(出典:生殖補助医療による出生児数 公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック(2022年)」、全出生児数 厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)」)

不妊治療等を受けたことがある夫婦[※]の割合

不妊を心配したことがある夫婦は、

約2.6組に1組(39.2%)

また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は、

約4.4組に1組(22.7%)

※妻の年齢が50歳未満の初婚の夫婦

出典:国立社会保障・人口問題研究所
「2021年社会保障・人口問題基本調査(第16回出生動向基本調査)」

引用:厚生労働省「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

2. 本県における補助制度創設までの経緯

- ・令和5年度に、県では、不妊に悩む夫婦等の経済的な負担を軽減し、積極的な治療に取り組めるよう、不妊治療を受けている患者へのニーズ調査や、県内の生殖補助医療実施機関へのヒアリング・市町村へのアンケート等を実施

調査の結果、次のことが明らかになった

- ① 保険適用以降、20～30代の若い世代の受診が増加したが、保険適用後の自己負担額であっても高額に感じる患者が多いこと。
- ② 治療回数を増やすことで妊娠の可能性が高まるが、保険適用となる治療回数を超えた場合に治療をあきらめる患者が多いこと。
- ③ 先進医療は保険適用医療に追加して実施することで、妊娠の可能性を高める治療であり、患者の選択肢を増やすことができること。

上記を踏まえ、令和7年4月より、不妊治療費助成を行う市町村に対し補助制度を創設

3. 県が実施する補助の内容

次の生殖補助医療費助成を行う市町村に対し、1/2を県が補助

R7予算:8,600万円

補助要件

- 夫婦(事実婚含む。)のうち、両方又はどちらか一方が、県内に在住していること
- 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること ※保険適用の対象と同じとする

対象となる医療費

生殖補助医療のうち、

- ① 保険適用治療に対し、患者が負担した医療費
- ② 保険適用対象の上限を超えた治療(2回分)に対し、患者が負担した医療費
- ③ ①又は②に追加して実施される先進医療に対し、患者が負担した医療費

<不妊治療の全体像>

一般不妊治療【保険適用】

生殖補助医療	【保険適用】 1)採卵、採精 2)体外受精、顕微授精 3)受精卵・胚培養 4)胚凍結保存 5)胚移植 *1)~5)に追加的に実施されるもの	※年齢・回数制限あり(1子ごと) ・40歳未満 通算6回まで ・40歳以上43歳未満 通算3回
	【保険適用外】 年齢・回数制限を超えた場合	
	先進医療として認められている医療【保険適用外】 * 保険適用対象医療1)~5)に追加的に実施されるもの	
	先進医療として認められていない医療【保険適用外】	



助成対象額

- 患者が負担した医療費の50%
- 上限額
 - 一回の治療あたり
 - ①と③は5万円
 - ②は15万円
- ①と②に併せて行う
男性不妊治療も対象

4. 県の取組と市町村の生殖補助医療費助成実施状況

県制度の設計及び制度周知のための取組

【令和5年度】

- ・市町村による助成事業実施状況の調査
- ・不妊治療を受けている患者へのニーズ調査
- ・生殖補助医療実施機関へのヒアリング
- ・有識者による検討会

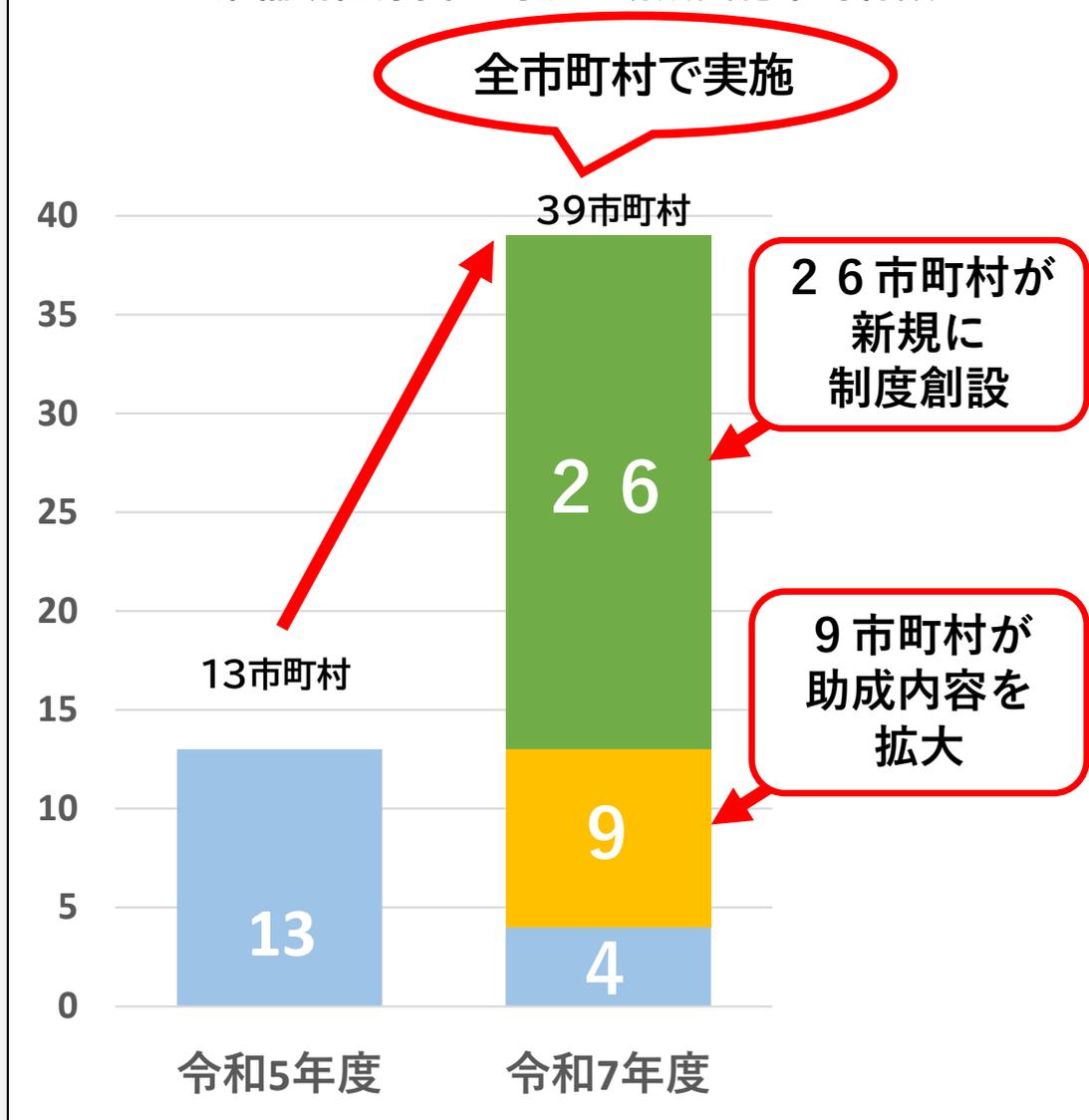
【令和6年度】

- ・制度設計
- ・機運醸成のための市町村向け講演会
- ・市町村向け説明会

【令和7年度】

新たに26市町村が制度を創設し、
39市町村で助成事業を実施

生殖補助医療費に対する助成実施市町村数



詳しい内容についてはお住まいの市町村まで